

## 不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		認定事業者に対する改善命令
根拠法令及び条項		建築物の耐震改修の促進に関する法律第20条
所管部課係名		まちづくり未来部建築審査課住宅係
処 分 基 準	関 係 条 項	建築物の耐震改修の促進に関する法律第21条 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第12条 未設定（前例事務処理がないため）
	基 準  (未設定の場合はその理由)	
	参 考 事 項	
設 定 等 年 月 日	平成25年11月22日設定（平成 年 月 日最終変更）	